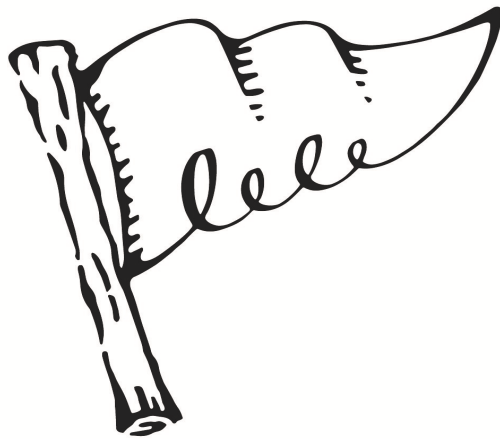


児童発達支援・放課後等デイサービス
笑ふく

成長支援型児童デイサービスりと帯広 森の里
利用契約書



りと

Lilt

帯広 森の里

成長支援型児童デイサービスりと帯広 森の里（障害児通所支援事業所） サービス利用契約書

保護者（給付決定保護者）：
利用児童：
事業者： 合同会社 笑ふく

（目的）

- 第1条 事業者は、児童福祉法及び関係諸法令及びこの契約書の内容に従って障害児通所支援のサービスを提供します。
- 2 保護者は、前項のサービスの対価として、事業者に対し、この契約書に定める利用料を支払います。

（契約期間及び契約の更新）

- 第2条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。
- 2 前項に規定する契約期間満了の日の30日前までに保護者から事業者に対して更新を行わない旨の申出がなされない場合は、同一の条件で契約が更新され、その後も同様とします。
- 3 前項に規定する更新がなされた場合の更新後の有効期間は、12か月間とします。

（サービスの種類及び内容）

- 第3条 この契約に基づき事業者が提供するサービスの種類は、児童福祉法に規定する障害児通所支援のうち、児童発達支援又は放課後等デイサービスとし、その内容は次のとおりとします。
- 児童発達支援
障害児につき、事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与します。
- 放課後等デイサービス
就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に事業所に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。
- 2 前項のサービスは、利用児童に係る通所給付決定の範囲で行うものとします。
- 3 具体的なサービスの内容は、第5条に定める通所支援計画に定めるとおりとします。

（事業所）

- 第4条 この契約に定めるサービスを提供する事業所は、次のとおりとします。

- ① 名称 成長支援型児童デイサービスりと帯広 森の里
② 所在地 帯広市西21条南3丁目5番地12

(通所支援計画)

第5条 事業者は、利用児童に係る次の通所支援計画を作成し、この計画の内容に沿ってサービスを提供するものとします。

- ① 児童発達支援を利用する利用児童
児童発達支援計画
② 放課後等デイサービスを利用する利用児童
放課後等デイサービス計画

- 2 前項の通所支援計画は、事業者が関係諸法令の規定に従い、保護者の同意を得て作成するものとします。
3 保護者は、通所支援計画の内容の変更を希望するときは、いつでもその旨を事業者に出すことができるものとします。

(利用料)

第6条 保護者は、この契約に定めるサービスを利用したときは、事業者に対し、市町村が決定した通所利用者負担額を支払うものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が法定代理受領を行わない指定障害児通所支援を提供した場合は、保護者は、指定通所支援費用基準額を支払うものとします。
3 前2項のほか、保護者は、次の費用の額を事業者に支払うものとします。
・おやつ代 50円/回
・教材費 100円/回※受給者証の利用者負担上限月額が0円の場合は費用なし
・冷暖房費 50円/回 (冷房費5月から9月、暖房費10月から4月)
・その他費用 事前に承諾を得たうえで、その他諸費用を徴収する際の実費代金
4 事業者は、前項の費用の額を改定する場合には、事前に保護者から当該改定に係る同意を得るものとします。
5 第1項から第3項までの利用料は、事業者がサービスの利用実績に基づいて1か月ごとの金額を算定し、原則として費用が発生した月の翌月に、支払の期日及び方法を定めて保護者に文書で請求するものとします。ただし、やむを得ない事由により、事業者の指定する方法による支払が困難な場合は、事業者及び保護者の協議により、その支払いの方法を別に定めることができるものとします。

(支払いの遅延)

第7条 前条に規定する利用料等について、正当な理由なく、その支払いが2月以上遅延した場合は、事業者は、10日以上相当な期間を定めて文書でその支払いを保護者に催告することができるものとします。

- 2 前項の催告後、その催告期間の満了の日までに利用料等の支払がなかった場合、事

業者は、保護者に文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができることとします。

(保護者による解約)

第8条 保護者は、この契約の期間中であっても、契約の解約を希望する日の30日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約の解約をすることができることとします。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者は、予告期間を経ることなく直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なくこの契約に定めるサービスを提供しないとき。
- ② 事業者又はその従業者（以下「従業者等」という。）が、利用児童、保護者又はその家族等に対して不法行為又は社会通念を逸脱する迷惑行為を行ったとき。
- ③ 従業者等が、第11条に定める秘密の保持に関する義務に違反したとき。
- ④ 事業者が、特定非営利活動促進法上の解散手続きの開始をし、若しくは、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立の申立をし又は受けたとき。
- ⑤ 前各号に定める場合のほか、事業者が、正当な理由なくこの契約に違反したとき。

3 前2項の規定による解約が行われた場合にあっては、保護者は、既に提供を受けたサービスについての利用料の支払の義務を有するものとします。

(事業者による解約)

第9条 事業者は、経営上又は事業運営上のやむを得ない事情のため、この契約によるサービスの提供が困難となった場合は、原則として60日前までに解約の理由等を記した書面をもって保護者に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者は、解約の理由等を書面で示すことにより、予告期間を経ることなく直ちにこの契約の解約をすることができるものとします。

- ① 利用児童、保護者又はその家族等が、従業者等又は他の利用児童の生命、身体、財産又は信用を傷つけ、又はその可能性があるとき。（当該行為等を禁止すべき旨の事業者の警告が文書で発出された後においても当該行為等が継続され、又は当該行為の性質上重大な損害を従業者等に与える蓋然性が高いと認められる場合に限る。）
- ② 保護者又は家族等が、事業者に対し不法なサービスの提供を強要したとき。（当該行為等を禁止すべき旨の事業者の警告が文書で発出された後においても、当該行為等が継続された場合に限る。）
- ③ 前各号のほか、利用児童、保護者又は家族の言動を理由として、保護者と事業者との間の信頼関係に著しい支障を来し、この契約の継続が困難であると認められるとき。

- ④ 利用児童に医療的なケアが必要とされる場合等で、事業者によるサービスの提供の継続が困難となったとき。
- ⑤ 第7条第2項に該当する場合

(契約の終了)

第10条 この契約は、次のいずれかの事由に該当する場合に終了するものとします。

- ① 利用児童が死亡したとき。
- ② 利用児童が、利用するサービスに係る通所給付決定を受けなくなったとき。
- ③ 保護者が当該利用児童に係る通所給付決定保護者でなくなったとき。
- ④ 保護者から第2条第2項に定める更新を行わない旨の申し出がなされ、契約期間が満了したとき。
- ⑤ 第7条第2項の規定に基づく解約にいたったとき。
- ⑥ 第8条第1項の規定に基づく保護者による解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- ⑦ 第8条第2項の規定に基づく解約にいたったとき。
- ⑧ 第9条第1項の規定に基づく事業者による解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- ⑨ 第9条第2項の規定に基づく解約にいたったとき。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、個人情報保護に関する法律の規定に従い、適切に利用児童、保護者及びその家族等の個人情報を取り扱うこととします。

- 2 従業者等は、サービスを提供する上で知り得た利用児童、保護者及びその家族等に関する事項について、利用児童、保護者若しくはその家族等又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならないものとします。
- 3 事業者は、その従業者であった者がサービスを提供する上で知り得た利用児童、保護者及びその家族に関する事項を第三者に漏らすことがないように必要な措置を講じなければならないものとします。
- 4 事業者は、関係機関との連絡調整等のため利用児童又は保護者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ保護者に文書で同意を得るものとします。
また、同様に、その家族等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該家族等に文書で同意を得るものとします。
- 5 第1項から第3項までの規定は、この契約の終了後においても効力を有するものとします。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- ② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

（業務継続計画（BCP）の策定等）

第13条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます（令和6年4月1日まで経過措置期間とする）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 保護者は、利用児童がこの契約のサービスを利用するに当たって、次の事項を遵守する義務を有するものとします。

- ① 第6条に定める利用料を支払うこと。
- ② 従業者等が行う安全等のための指示に従い、及び、利用児童が当該指示に従うよう適切な措置をすること。
- ③ サービス利用の開始及び継続のために必要な利用児童の状態等に関する従業者等の聴取に適切に回答すること。
- ④ 利用児童の健康状態の変化等の必要な事項を従業者等に報告すること。
- ⑤ 通所支援計画の作成及びモニタリングの実施に関し必要な協力をする事。
- ⑥ 従業者等に不当に金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
- ⑦ その他事業所の運営に関し必要な協力を行うこと。

（虐待の防止のための対策）

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止委員会を設置し、定期的な開催を行う。
 - ② 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的に行い、周知徹底を図る。
- 2 事業者はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（身体拘束の禁止）

第16条 事業者は、サービスの提供に当たって、身体拘束を行ってはならないものとします。ただし、利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 2 前項ただし書きの場合でやむを得ず利用児童に対し身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- 3 身体拘束その他利用者の行動制限する行動の適正化を図る。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業員に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的を開催する。

(懲戒に関する権限の濫用の禁止)

第17条 従業者等が、利用児童に対し、その利用児童の福祉のために懲戒に関する必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、又は人格を辱める等その権限を濫用してはならないものとします。

(記録の整備と情報の開示)

第18条 事業者は、サービスを提供したときは、提供したサービスの内容等の必要事項の記録を整備し、当該記録を5年間保存するものとします。

- 2 事業者は、前項の記録について、保護者からの請求により、閲覧又は写しの提供の方法により開示するものとします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第19条 事業者は、サービスの提供に際して利用児童のけがや体調の急変があった場合その他必要な場合は、主治の医師、保護者又は家族への連絡等の適切な措置を迅速に講じるものとします。

- 2 事業者は、サービスの提供に際して発生した事故について、その状況等の記録を整備するとともに、利用児童を管轄する市町村に対して、事故の内容及び再発防止策等の必要事項を報告する義務を有するものとします。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第20条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ② 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ③ その他ハラスメント防止のために必要な措置

(損害賠償)

第21条 事業者は、この契約に基づくサービスの提供に当たって、事業者の責に帰すべき理由により、利用児童、保護者又は家族の生命、身体、財産又は名誉に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、事故又は損害の発生が事業者の責によるものでないときは、この限りではありません。

- ① 保護者が、サービス提供のため必要な事項について従業者等が行う聴取や確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して事故又は損

害が発生したとき。

- ② 利用児童の身体の素因等による急激な体調の変化、その他事業者が提供したサービスに起因しない事故又は損害が発生したとき。
- ③ 利用児童、保護者又はその家族等の所有する物品を通常の使用方法により使用したにもかかわらず、当該物品が破損したとき。
- ④ 利用児童又は保護者が、事業者が事業所に持ち込みことを禁止している物品を持ち込み、当該物品の破損又は紛失があったとき。
- ⑤ 従業者等の安全のための指示に、保護者又は家族が正当な理由なく従わなかったとき。
- ⑥ 事業者が行う送迎の際の事故に伴い発生した損害であって、当該事故が事業者の責によらずに発生したものであるとき。
- ⑦ その他事業者の故意又は過失によらないで事故又は損害が発生したとき。

(苦情の対応)

第22条 保護者は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合には、事業者に対して、いつでも苦情を申し立てることができるものとします。

2 事業者は、苦情の窓口及び対応方法を定め、保護者に通知するものとします。

3 事業者は、保護者が苦情の申立を行ったことを理由として、利用児童に対して一切の不利益となる行為をしません。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関し訴訟等が生じたときは、事業者の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

(社会福祉法第77条第1項に基づき交付する書面)

第24条 社会福祉法第77条第1項に基づき、事業者が交付する書面に記載すべき事項は、別紙のとおりです。

(契約に定めのない事項)

第25条 この契約に定めのない事項で必要なものについては、事業者と保護者との協議に基づき定めるものとします。

令和6年7月1日作成

この契約が成立したことを証するため、本書を2通作成し、事業者及び保護者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

年 月 日

住 所
保護者 氏 名 印

所在地 帯広市西21条南3丁目5番地12
名 称 (成長支援型) 児童デイサービスりと帯広 森の里
事業者 代表者氏名 福原 久実子 印